# 日本フランチャイズチェーン協会における自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月17日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

# 2. 令和4年度フォローアップ調査結果(概要)

- 調査期間:令和4年10月19日~11月18日
- ・調査企業:日本フランチャイズチェーン協会の会員企業
  - 11社を対象
- ・回答企業: 9社(前年度8社)
- ·回答率:82%(前年度66.7%)

# 2. 令和4年度フォローアップ調査結果(概要)

概観(改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載)

- ✓単価の決定・改定にあたり、各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、 合理的な価格決定に関わる取組みがなされているものと想定される。
- ✓発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は、77%に至った。

受注側では「受けたことはない」と回答した企業のみとなっている。

- ✓発注側、受注側ともに回答社は全社「すべて現金払い」であった。
- ✔知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを「実施した」が66%に至った。
- ✓働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。 コスト負担での設問では適正な取引を阻害するような条件の取引はほぼなかった。

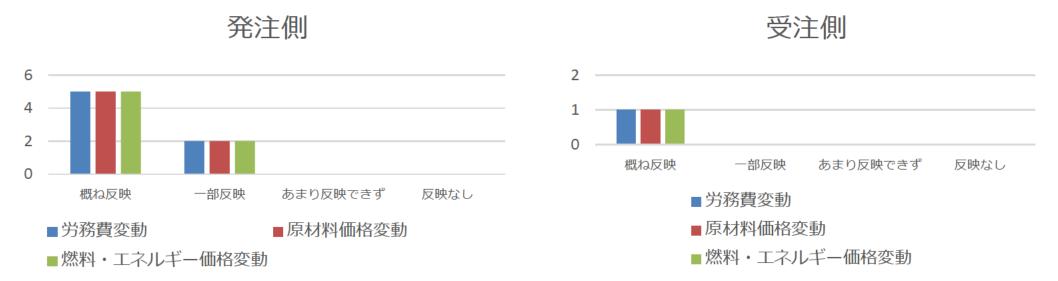
# 重点課題に対する取組①合理的な価格決定

### 【分析結果・今後の課題】

- ・単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入れ先の理解を得られるように協議していたと回答企業数は77%に至った。
- ・各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、合理的な価格決定に関わる 取組みがなされているものと想定される。

#### 【設問と回答】

設問. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。



# 重点課題に対する取組①合理的な価格決定

### 【課題を踏まえた今後のアクション】

・価格交渉促進月間の取組を会員企業トップをはじめ調達担当責任者に広く 周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、機関紙 等を活用し価格交渉の重要性を認識させる等、理解促進を図り次年度フォ ローアップ調査では数値が改善されるよう努める。

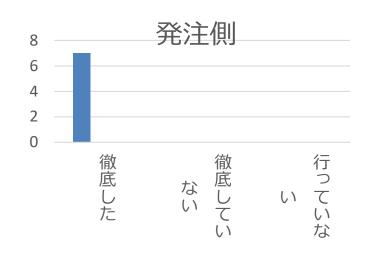
# 重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

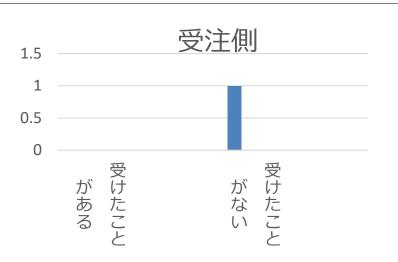
## 【分析結果・今後の課題】

- ・発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わない ことを「徹底できた」と回答した割合は、77%に至った。
- ・受注側では「受けたことはない」と回答した企業のみとなっている。

#### 【設問と回答】

設問.客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わないことを徹底しましたか」/「受けたことがありますか」





# 重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・理事会参加の企業トップや規範委員会メンバーの法務担当責任者を通じ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう社内徹底を図るよう改めて説明を行う。
- ・また、要請する際はあらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、取引先と十分に協議し、書面による合意をすることを徹底するよう併せて説明を行う。

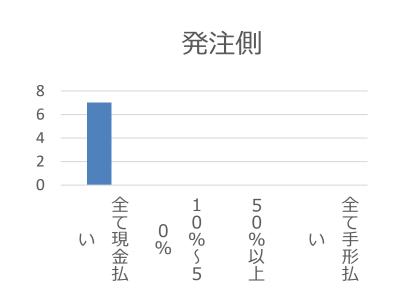
# 重点課題に対する取組③支払条件

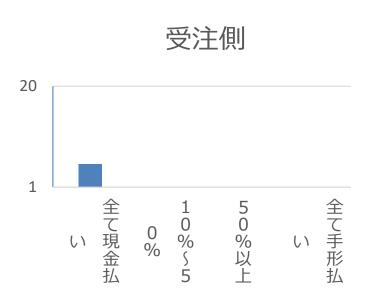
### 【分析結果・今後の課題】

・発注側、受注側ともに回答社は全社「すべて現金払い」であった。

#### 【設問と回答】

設問. 下請代金当を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。





# 重点課題に対する取組、④知財

## 【分析結果・今後の課題】

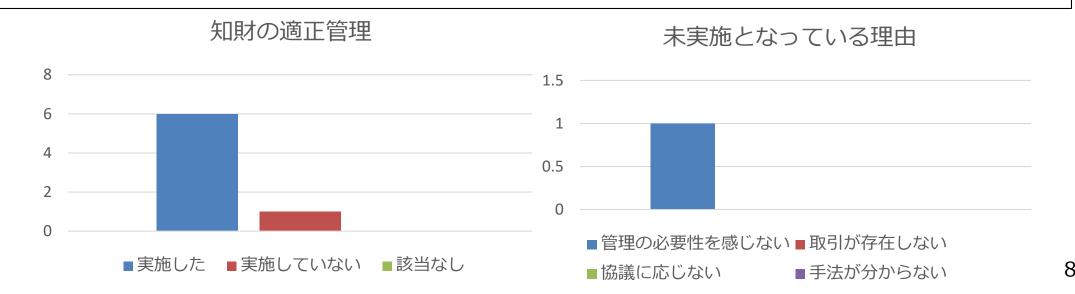
・知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを 「実施した」が66%に至った。

## 【課題を踏まえた今後のアクション】

・知財に関わる各種研修や情報の収集を行い必要な企業へのフォローを行うことを 協会として検討していく。

#### 【設問と回答】

設問. 知財の適正管理 設問. 未実施となっている理由



# 重点課題に対する取組、⑤働き方改革

## 【分析結果・今後の課題】

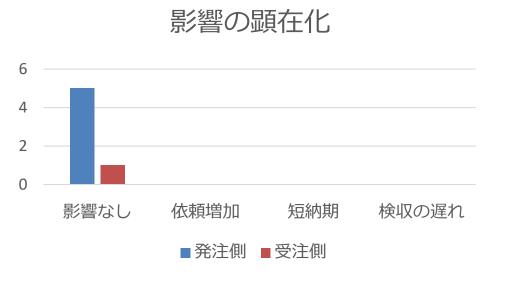
- ・働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。
- ・コスト負担での設問では「該当なし」の回答が多く、適正な取引を阻害するよう な条件の取引はほぼなかった事が想定される。

## 【課題を踏まえた今後のアクション】

・働き方改革の進展により適正なコスト負担を実現する仕組みがより一層求められることが想定され、協会としても各種研修など通じフォローを行っていく。

#### 【設問と回答】

設問.影響の顕在化 設問.働き方改革にともなう適正なコスト負担





# 4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

# 【取組状況】

- ・正会員企業数:100社
- ・宣言企業数:7社(うち、資本金3億円超の大企業6社)
- ・会員企業に占める宣言企業の割合:7%

# 【今後の取組】

・会員社に宣言を促すよう会長名にて文書を発信し、宣言企業数の 促進を図る。

# 5. これまでの取組(普及活動等)

セミナーやシンポジウムの開催

· 令和 4 年 4 月 法務問題研究会 講師: 高橋善樹弁護士

「免税事業者及び取引先のインボイス制度への対応に関するQA・消費税転嫁対 策措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法 の考え方に関するQAについて

- ・「JFA遵守ガイドブック※改訂版 」令和4年5月号 機関紙掲載 『小振法規則、下請法ガイドライン改正』に伴う本遵守 ガイドブック改訂について解説
  - ※フランチャイズ実務に携わる店舗開発担当者、店舗経営指導担当者、購買 担当者等が下請法、景品表示法等の関連法令に違反しないよう留意すべき 点を解説し、会員社に提供しているもの。

# 5. これまでの取組(普及活動等)

機関紙「フランチャイズエイジ」令和5年3月号(3月1日発行) 特別寄稿 高橋善樹弁護士 「優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果」掲載

特別寄稿

太樹法律事務所 高橋善樹 弁護士

### 優越的地位の濫用に関する 緊急調査の結果

労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇している場合に価格協議をすべきか否か (令和4年12月27日)

に関する緊急調査の結果(13社につい て事業者名公表、4,030社に対する具 体的な概念事項を明示した注意喚起文 書が返付された:令和4年(2月27日)の 概要と「労務費、原材料費、エネルギー コスト等が上昇している場合の価格協 減り要否 について

#### はじめに

原油価格の大幅な値上がりや円安 の急激な進展等による原油をはじめと するエネルギーコストや原材料価格の F-最が開催となっていることを受け、 | 軟引事業者全体のパートナーショブに | **の場において明示的に緊急することな** | に思われる。例えば、見刻もり提示によ より、労務費、原材料費、エネルギーコ (、従来どおりに取引価格を据え着く る価格協議を確近学年ないし1年以内 ストの上昇分を適切に転嫁できるよう こと ための転嫁円滑化施策パッケージ」 (令和3年12月27日内閣官房·消費者 庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通 の収銀の一環として、公正取引参加会 に取引価格を据え置くこと

独占禁止法上の「優越的地位の護用」 は、令和4年1月26日、下請法選用基準 を改正するとともに、同年月2月16日。 公正取引委員会のウェブサイトに掲載 している「よくある質問コーナー(独占 禁止法)の084(以下)独占禁止法0 をA」という。)に、労務費、原材料費、エ ネルギーコスト等のコストの上昇分を 取引価格に反映せず、従来とおりに取 引価格を据え置くことは、独占禁止法 上の優越的地位の濫用の要件の1つに 酸当するおそれがあり、下記のとおり、 独占禁止法QをAの①及び②の2つの 行為がこれに該当することが開催化す

> ①労務費、原材料価格、エネルギーコ スト等のコストの上昇分の取引価格へ の反映の必要性について、領格の交渉

にするため、政府全体の削減として、 ②労務費、原材料価格、エネルギーコ していない場合とでは状況が異なる。 「パートナーシップによる価値創造の スト等のコストが上昇したため、取引 どの程度前に価格値構を行っていた の相手方が取引価格の引上げを求め ば、再協議を行うことまで必要ないの たにもかかわらず、価格転嫁をしない 理由を書面、電子メール等で取引の相 手方に回答することなく、従来どおり 杏の結果から、発注者、親事業者が何

なお、下請法のガイドラインの買い たたまに該当するおそれがある行為と して、上記の及びのが挙げられている 〔フランチャイズエイジ2022年3月号

上記のOは、いずれる従来ともりに 取引価格を据え置いた場合であり、形 式的には据え置かない場合すなわち 値上げをしていれば被当しないと読め る。念は、受注者から取引価格の引上げ を求められた場合であることは何らか である。しかし、①は、労務費、原材料価 終。エネルギーフスト物が上昇してい る場合に、発注者から価格協議を求め などればならないかは必ずしも明らか ではないし、一般論としても価格協議 の美茂主でか課すことはできないよう に行った場合と何年も価格の見底しを

優越的地位の適用に関する緊急調 格閣部を行うべきか否かについて、一

定の結論が明らかにされたと考えら 原下、説明する。

# 調査の方法等

今回の調査の主体は、公正的引導量 会で経済取引品取引部企業取引部優越 的地位の獲用未然防止対策調査室であ る。「優越Gメン」と呼ばれる令和4年5 月20日に創設された部署である。今回 の調査がどのような方法で、この態度 の対象に行われたかについては、以下 のとおり説明されている。

#### (1) 受注者に対する書面調査の

合和 4年6月、受注者80,000社に対 して書面調査を実施し、取引価格引上 げの要請の有無にかかわらず、取引値 格が据え置かれており、事業活動への 影響が大きいとする発注者名について 回答を求め、1社でも受社者から名前

#### (2)発注者に対する書面調査(発 注者側書面調査)

令和4年8月、上記(1)の受注各例書 名前の挙がった発注者4.573社、さら に、受注者の回答結果や関係合庁・団 体からの情報提供が多かった業種の 発注者約25.000社を加え、合計

#### (3)個別期音

令和4年7月から12月にかけて、役 注者侧出面调查。発注者侧出面调查等 を踏まえ、立入調査 (任意調査) を306

東た、令和4年9月以降、上記(1)の受 注着側表面調査において1社でも受性 者から名前の挙がった発注者4.573社 の中で 受け者から名前の業がった数 が多い発注要上位50社程度を抽出口。 このうち当該発注者の名前を挙げた受 注者の数、過去の下請法違反駁の有無。 受注者からの具体的な行為の指摘の有 無等を踏まえ、個別の発注者に対し、立 入調查。独占禁止法第40条に基づく報 告命令等も含めたより詳細な個別調能 を行った。個別調査の対象とした発往 者の取引先について、令和3年9月から 令和 4年8月末までの1年間を調査好 祭期間とし、調査対象期間における取 引備格の据え置きの有無、取引価格の 据文置さの場合における価格協議の有 無、取引価格引上げの要請があった場 合における書面等による回答の有無等 について確認を行うなどして、独占禁止 法の商人の①又は印に該当する行為が 行われている取引先を個別に競者した。

#### (4)結果の公表

独占禁止法43条に基づき13組につ 面調査において1社でも受注者から いて事業者名が公表された。公表にあ たっては、対象となる事業者に対し盆 見を述べる概念が付与された。事業者 名の公表については、価格転被円滑化 を強力に推進する観点からの情報提供 占禁止法又は下請法に遵反すること又 はそのおそれを認定したものではない

上されているが、やはりそれでも違反 の疑いのある行為を行ったとの評価を **強れないものと思われる。前記独占禁** 止法Q&Aの①又は②に該当する行為 が認められた発注者4,030社に対し、具 体的な緊急事項を明示した注音機起立 事加深付的机态。

#### (5)全後の取り組み

公的訴は,今後韓城的に總統傳報の 取集を行うととなけ、違反誘逐事件の 審査を行い、独占禁止法や下籍法上開 難となる事業については、対象となる 事業者に対し、事業者名の公表を伴う 命令、警告、勧告など、これまで以上に 厳正な執行を行っていくこととされて

労務費、原材料費、エネルギー コスト等のコストが上昇している 場合の価格協議の要否

#### (1)発注者向け質問と回答

優越的地位の濫用に関する緊急調査 において、ア「存注者から労務費、順材 **料費** エネルギーコスト等の下昇を理 申とした取引価格の引き上げを要請さ れた際に、取引価格を引き Bがました か、おいる問いに対し、「要請されてい 2017 と同葉し、イ「受津営から取居所 路の引き上げた異緒されていたい場合 において、労務費、原材料費、エネル ギーコスト等の上昇を理由とした取引 か。「の問いに対し、自主的に引き上述

22 Franchise Age Warth 2023

# 6. その他取引適正化に向けた事項について

# 【今後の取組】

- ・令和5年3月号機関紙に掲載した「優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果」について、令和5年6月以降改めて会員 社向けに説明会を開催予定 (講師:高橋善樹弁護士)
- ・回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について改めて周知する。